

県関係国会議員との懇談会について

1 日 時

平成27年6月15日(火) 16:00～17:30

2 場 所

都道府県会館「101」会議室

3 出席者

(1) 県関係国会議員

自由民主党 7名、民主党 3名、維新の党 1名、公明党 1名 (計12名)

(2) 県及び市町村関係者

知事、長野県議会議長、長野県市長会会長、長野県市議会議長会副会長、
長野県町村会会長、長野県町村議会議長会会長 ほか

4 懇談内容

ア 長野県の重点課題説明

(別添「平成28年度国の施策並びに予算に対する提案・要望」による)

イ 意見交換

5 その他

懇談会に先立ち、県内地方六団体の代表から、関係省庁等への提案・要望を実施
(太田昭宏国土交通大臣、石破茂地方創生担当大臣、原勝則厚生労働審議官)
(平成27年6月17日付27市長会第242号にて各市報告済み)

長野県関係国会議員との懇談会 出席者名簿

平成27年6月15日（月） 16:00～17:30
（都道府県会館 1階「101会議室」）

政 党		氏 名	備 考
自由民主党 (7名)	衆議院議員	務 台 俊 介	2区
		木 内 均	比例 (3区)
		後 藤 茂 之	4区
		宮 下 一 郎	5区
	参議院議員	吉 田 博 美	選挙区 (H25)
		若 林 健 太	選挙区 (H22)
		小 坂 憲 次	比例 (H22)
民主党 (3名)	参議院議員	北 澤 俊 美	選挙区 (H22)
		羽 田 雄一郎	選挙区 (H25)
		柳 澤 光 美	比例 (H22)
維新の党(1名)	衆議院議員	井 出 庸 生	3区
公明党(1名)	参議院議員	平 木 大 作	比例 (H25)
長野県	知事	阿 部 守 一	
長野県議会	議長	西 沢 正 隆	
県市長会	会長	三 木 正 夫	須坂市長
県市議会議長会	副会長	相 原 久 男	小諸市議会議長
県町村会	会長	藤 原 忠 彦	川上村長
県町村議会議長会	会長	久保田 三 代	野沢温泉村議会議長

平成 28 年度国の施策並びに 予算に対する提案・要望

平成 27 年 6 月

長野県

長野県市長会

長野県町村会

長野県議会

長野県市議会議長会

長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、県と市町村が協働し、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地方の創生に向けて、地域の個性・魅力を活かした施策の推進に取り組んでいるところです。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、人口減少対策、暮らしの安全・安心の確保、地域社会の活性化など様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げます。

あわせて、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、平成 28 年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年(2015 年)6月

長野県知事 阿部 守 一

長野県議会議長 西 沢 正 隆

長野県市長会長 三 木 正 夫

長野県市議会議長会長 犬 飼 信 雄

長野県町村会長 藤 原 忠 彦

長野県町村議会議長会長 久 保 田 三 代

提 案 ・ 要 望 事 項

- 1 火山防災対策の強化について 1
(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省)
- 2 防災・減災対策等の推進について 3
(国土交通省、農林水産省)
- 3 地方創生の推進について 5
(内閣府、総務省、財務省)
- 4 TPP協定交渉への対応について 7
(内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、
農林水産省、国土交通省、環境省)
- 5 長野県新総合交通ビジョンの推進について 9
(国土交通省、総務省)
- 6 持続可能な地方財政制度の確立について 11
(総務省、財務省)
- 7 少子化対策の充実について 13
(内閣府、厚生労働省)
- 8 社会保障制度の充実について 15
(厚生労働省)
- 9 医師確保対策について 17
(厚生労働省)
- 10 固定価格買取制度を活用した地方創生型の再生可能エネルギーの推進
について (経済産業省) 19
- 11 下水道施設によるし尿等の処理について 21
(国土交通省)

1 火山防災対策の強化について

【内閣府、総務省、消防庁、文部科学省】

《提案・要望事項》

- 1 御嶽山の火山観測体制を強化するため、火山専門家等を配置した火山研究施設を木曾地域に設置すること。（文部科学省）
- 2 火山防災協議会が行う、火山防災マップの作成、避難計画の策定等の火山防災対策に対し、技術的及び財政的支援を行うこと。（内閣府）
- 3 登山者等への確実な情報伝達等について検討するとともに、緊急速報メールが有効に活用できるよう電波通信状況の改善や防災無線等の通信設備の整備に対して財政的支援を行うこと。（総務省、消防庁）
- 4 火山防災対策を着実に推進するため、火山研究者の育成に取り組むこと。（文部科学省）
- 5 登山者等の安全を確保するため、退避壕（シェルター）等の火山安全設備に対する技術的・財政的な支援を拡充すること。（消防庁）

【現況、課題等】

- 1 御嶽山の火山災害の教訓を踏まえ、観測体制を強化し、火山の予兆現象を的確に把握するため、国により火山研究施設を木曾地域に設置し、研究者・専門家の知見を集積する体制を整える必要がある。



（京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島観測所）

- 2 気象庁が常時観測を行う火山に、火山防災協議会の設置を義務づける見込みであることから、火山防災マップの作成、避難計画の策定等の検討にあたり、国から技術的な支援が必要である。

また、火山防災協議会が迅速に火山防災マップの作成、避難計画の策定等ができるよう、財政的な支援が必要である。

- 3 登山者等に確実に火山情報が到達するように確実な情報伝達方法の検討を国として行う必要がある。

また、緊急速報メールが確実に機能できるよう、全ての火山で電波が受信できるように基地局の整備、通信状況の改善を通信業者と連携し対応する必要がある。

市町村が山頂付近や登山道等に防災行政無線による屋外拡声子局等の通信設備整備を行う際に、技術的、財政的な支援が必要である。

4 火山防災対策には火山研究者の知見が不可欠であることから、国において火山研究者の育成を推進する必要がある。

5 登山者等の安全確保のため、退避壕（シェルター）等の設置を促進するために、設置基準の創設や財政的な支援が必要である。



（浅間山 シェルター）

【長野県内の取組】

1 御嶽山の観測や研究を行っている、気象庁、名古屋大学、木曽町、王滝村、長野県と顔の見える関係を構築し、山の状況把握、観測体制の強化、適切な防災判断につなげていくため、「御嶽山研究連絡会議」を設置。

2 気象庁が常時観測を行う火山のうち、長野県に火口がある4火山及び隣接する3火山に「火山防災協議会」を設置。

3 県内全ての市町村が緊急速報メールを活用できるよう、キャリア3社への加入促進を実施。

4 国の補助を受け、退避壕（シェルター）等の設置を市町村が行う場合に、県も補助金を加算する制度を創設。

2 防災・減災対策等の推進について

【国土交通省、農林水産省】

《提案・要望事項》

- 1 近年多発する局地的な大雨に対応した、河川、砂防、治山、農業農村などの防災・減災対策が確実に進められるよう、防災基盤の整備を推進するとともに、財政支援措置を講ずること。
- 2 局地的な大雨を予測し、水害や土砂災害に対する住民等の円滑な避難行動につなげるため、雨量観測網の高度化を図ること。
- 3 災害に強い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送路における道路整備や橋梁の耐震対策等を推進するとともに、財政支援措置を講ずること。
- 4 防災・減災機能維持の観点から、老朽化する社会資本ストックの維持管理・更新を適切に行うために、必要な財政支援の拡充を図ること。
- 5 市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるよう、要件緩和を行うこと。

災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、財政力の弱い小規模自治体が十分対応できない場合がある

《提案・要望の考え方》

【現況、課題等】

- 1 県土が広く急峻な地形と脆弱な地質が分布し、災害リスクの高い中山間地域を多く抱える本県においては、地域の安全で安心な暮らしを守るために必要な社会資本を整備し、防災・減災対策を着実に進める必要がある。
- 2 市町村長の避難勧告等については、正確な雨量予測が重要な判断指標の一つであり、局地的な大雨も予測できる高精度な雨量観測網の構築が望まれている。
- 3 災害時における緊急輸送路を確保するために、道路の建設と維持管理の両面から緊急輸送路の整備を重点的に実施する必要がある。
- 4 高度経済成長期に集中して整備された社会資本の長寿命化対策が求められている。特に築後 40 年をむかえた高速道路の跨道橋（道路橋、水路橋）への対応が喫緊の課題。
- 5 災害公営住宅の要件（滅失戸数）は、市町村の規模によらず一律のため、地域の存続に係るような甚大な被害を受けた場合であっても適用とならない場合がある。

【長野県内の取組】

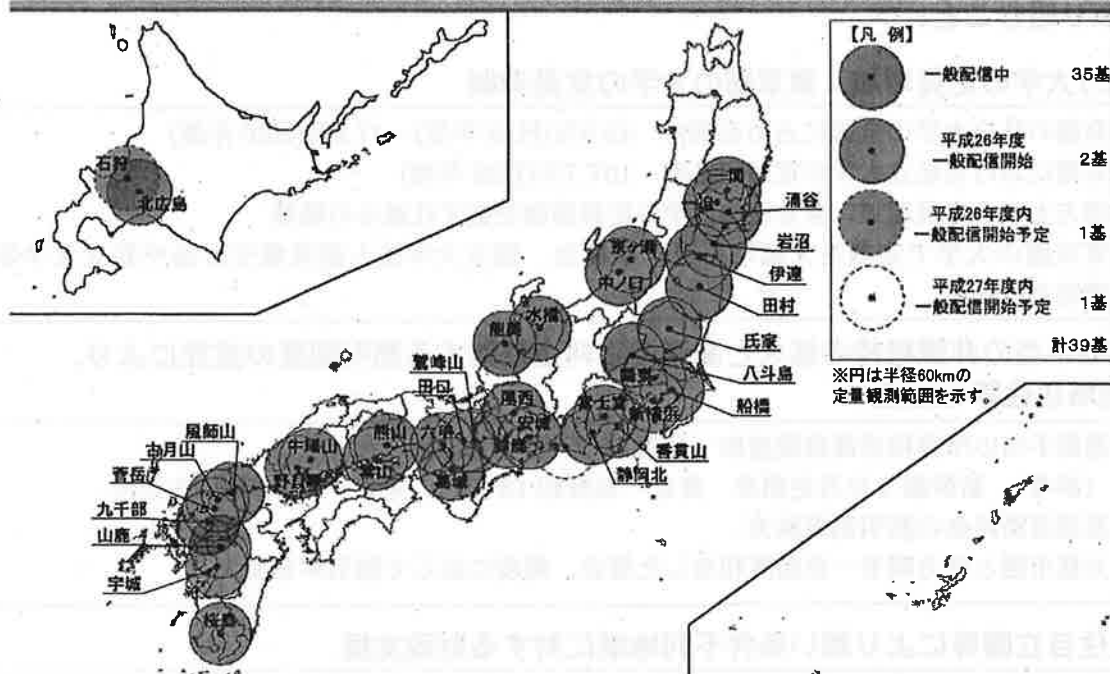
- 1 平成 27 年度においては、地域の安全・安心を確保し、確かな暮らしを守るために、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を県政の柱のひとつに位置付け積極的に進めている。
- 2 平成 26 年 8 月から、土砂災害警戒情報発表について気象台と県が口頭合意した段階で該当市町村へ電話で事前に情報伝達し、迅速かつ適切な避難行動を促している。
- 3 緊急輸送路における道路改築、法面防災、橋梁耐震補強を重点的に実施する「緊急輸送路の防災対策強化事業」を主要事業に位置付け実施している。また、農業用ため池の耐震対策を平成 27 年度から 3 年間で迅速かつ集中的に実施していくこととしている。
- 4 適切な維持・管理を行うために長寿命化計画を策定し、道路、河川施設等の維持管理費の平準化とライフサイクルコストの縮減等の取組を行っている。
- 5 被災自治体の公営住宅等の整備について、当該自治体と情報共有を図りながら技術的支援を実施している。

【参考】

1 高性能レーダー（XRAIN）の整備状況

長野県のほとんどの地域は XRAIN による観測の範囲から外れている

XRAINの整備状況(平成27年度一般配信開始予定含む)



2 公営住宅整備に係る現行の補助要件等

区 分		国庫補助等	
		適用要件	補助率
災害 公営住宅	一般 災害	滅失戸数が、被災地全域で500戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上（要件①）若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上（要件②）であるとき	2/3
	激甚 災害	その市町村の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の1割以上である市町村の区域で、国土交通大臣により地域指定されること	3/4
通常の 公営住宅		設置者の計画による	1/2

（参考）小規模自治体にとって厳しい災害公営住宅の要件

	世帯数	全壊戸数 (戸)	被害戸数 の割合	要件① 200戸以上	要件② 1割以上
小谷村	1,210	33	2.7%	×	×
白馬村	3,361	42	1.2%	×	×
A市(10万世帯)	100,000	200	0.2%	○	×

注1)被害戸数の割合は住宅戸数が不明であるため、世帯数を用いて試算している

注2)A市の数値は、小谷村、白馬村と比較するための仮定値である

※ 長野県神城断層地震（H26.11.22発生 最大震度6弱）の全壊住家数81戸（長野市4戸、白馬村42戸、小谷村33戸、小川村2戸）…平成27年4月22日現在 災害対策本部集計

（県所管部局）危機管理部、建設部、農政部、林務部、環境部

3 地方創生の推進について

【内閣府、総務省、財務省】

《提案・要望事項》

1 東京圏への一極集中や少子化といった我が国の構造的な課題を解決するため、特に次の事項に取り組むこと。

(1) 地方大学の定員増加、東京圏の大学の定員抑制

東京圏の私立大学の全国に占める割合 45.5%(H18年度)→47.9%(H26年度)

東京圏における私立大学の定員充足率 107.7%(H26年度)

⇒地方大学の定員増加、東京圏の大学の定員抑制を促す仕組みの構築

東京圏の大学で定員を大幅に超過する場合、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の削減

(2) 通勤手当の非課税枠の拡大と高速道路料金に対する割引制度の拡充により、二地域居住等を推進

○通勤手当の所得税非課税限度枠（月額 10 万円）の拡大

（参考）新幹線 1 か月定期券 東京－長野約 18 万円、東京－軽井沢約 13 万円

○高速道路料金の割引制度拡充

大都市圏と地方間を一定頻度利用した場合、頻度に応じて割引率を拡大

(3) 定住自立圏等により難しい条件不利地域に対する財政支援

包括的特別交付税措置

連携中枢都市圏：中核市（20 万人以上）1.2 億円程度、連携市町村 1,500 万円

定住自立圏：中心市（原則 5 万人以上）8,500 万円程度、近隣市町村 1,500 万円

(4) 多子世帯保育料軽減や乳幼児医療費助成等のナショナルミニマム化

多子世帯保育料軽減や乳幼児医療費助成は、長野県内の全ての地方公共団体が実施

⇒ナショナルミニマムとして国が担えば、地方が住民の出産・子育てのニーズにきめ細かく対応し、工夫を凝らした施策を実施することが可能

(5) 「森のようちえん」など自然保育への支援

市町村が子ども・子育て支援新制度の事業計画に位置付けた場合、交付金の支援対象とする

2 地方創生の取組を着実に、かつ継続的に実施するための財源を確保すること。

(1) 地方創生のための交付金の使途拡大と 26 年度補正予算を上回る規模を確保すること。
また、制度設計に当たっては地方の意見を十分に聴くとともに、その内容を速やかに示すこと。

平成 26 年度補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」はソフト事業中心、予算規模 1,700 億円

⇒ソフト・ハードに関わらない自由度の高い制度設計、26 年度補正を上回る規模を確保

(2) 地方交付税を含む地方一般財源の確保

平成 27 年度地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」1 兆円

平成 27 年度交付税別枠加算 2,300 億円

(3) 地方創生のための地方債の元利償還金に対する交付税措置の創設

地方版総合戦略に基づく単独事業を対象

長野県内77市町村の実施状況(H27年度)

乳幼児医療費給付		小6まで	中卒まで	18歳まで
入院	77		36	41
外来	77	1	35	41

・全国最多の16団体が存在

- ・自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育を普及するため、「信州型自然保育認定制度」を創設（27年4月。8月10日まで申請受付中）

- ・4圏域で定住自立圏を設定

- ・全 10 圏域で広域連合を設置



(県所管部局) 企画振興部

4 T P P 協定交渉への対応について

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省】

《提案・要望事項》

- 1 T P P 協定交渉に当たっては、農林水産物の重要 5 品目を関税撤廃の例外とするなどの衆参農林水産委員会における決議を踏まえ、政府として毅然とした交渉方針を貫き、国民の真の利益の確保に全力を挙げることに。
また、同協定は国民生活に大きな影響を及ぼす懸念があることから、国民に対し、十分な説明責任を果たすこと。
- 2 農業は地方の基幹産業として国民に安全・安心な食料を提供していることから、経済連携の推進のあるなしに関わらず、農業経営の体質と国際競争力の強化を図り、将来にわたり持続的に発展していけるよう、国の責任において具体的かつ体系的な対策を講ずること。

《提案・要望の考え方》

T P P 協定は農業分野だけでなく、国民生活の様々な分野への大きな影響が予想されている。とりわけ、農業分野においては、関税撤廃による農業の競争力低下といった経済的側面だけでなく、耕作放棄地の増加などによる農業・農村の持つ国土・環境保全等の多面的機能が失われるとともに、地域社会の基盤や美しい農村風景など経済的尺度だけでは測れない「日本の価値」さえも失われることも懸念される。

これらのことから、協定への参加の可否の判断に当たっては、地方の意見の反映と、国民に対する十分な説明が不可欠である。

【現状・課題等】

農林水産物の重要 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など）については、内外格差が大きく、交渉結果によっては、日本の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料需給率の低下を招くことが危惧されている。

また、農業は地方の基幹産業として、国民に安全・安心な食料を提供するだけでなく、地域社会の基盤や国土・環境保全、食文化の形成など、多様な役割を担っており、これらを将来にわたり維持、発展させるため、国の責任において具体的かつ体系的な対策を講ずる必要がある。

【長野県内の取組】

- 1 平成 25 年 3 月 27 日「我が国の T P P 交渉参加に関する疑問点」を内閣官房あて照会
- 2 平成 25 年 5 月 20 日「関税撤廃した場合の長野県内への影響について」を公表

（県所管部局）企画振興部、総務部、県民文化部、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、会計局

【参考】関税撤廃した場合の長野県内への影響について (長野県:平成 25 年 5 月 20 日)

(1) **長野県経済全体 (GDP) : 681 億円の増加**

輸出+458億円、輸入▲345億円、消費+493億円、投資+76億円

(2) **農林業生産額 : 35 億円 + α の減少**

政府統一試算の対象農産物のうち、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品等の重要品目については計算対象から除外

長野県農林産物への影響について

(前提条件)

対象品目	○政府統一試算の対象農産物 19 品目のうち、県内でほとんど生産のない品目を除いた 10 品目 (以下参照) 及び林産物 (合板用素材)
計算方法	○農産物、林産物とも、政府統一試算に準じて計算。

(計算結果) **農林業生産額 : 35 億円 + α の減少**

分野	品目	本県生産額 (億円)	減少率 (%)	影響額 (億円)
農産物	米 ★	428	※1 P	P
	小麦 ★	4	P	P
	大麦 ★	1	P	P
	加工用トマト	6	100	▲ 6
	りんご	244	8	▲ 20
	生乳 ★	110	P	P
	牛肉 ★	72	P	P
	豚肉 ★	48	P	P
	鶏肉	24	20	▲ 5
	鶏卵	20	17	▲ 3
	その他	1,781	—	—
	合計	2,738	P	▲ 34 + α
林産物	合板用素材	※2 11	6	▲ 1

★いわゆる「聖域」とされる品目

※1) いわゆる「聖域」とされる品目については、現時点で具体的な影響がわからないため、計算を保留。

※2) 合板用素材としての利用量は素材生産量全体の約 3 割。

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する決議 (抜粋)

(衆議院 : 平成 25 年 4 月 19 日、参議院 : 平成 25 年 4 月 18 日)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。

5 長野県新総合交通ビジョンの推進について

【国土交通省、総務省】

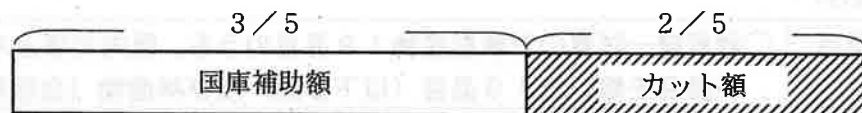
《提案・要望事項》

- 1 長野県新総合交通ビジョンに掲げる「地域交通の確保」に極めて重要な役割を果たしている「地域公共交通確保維持改善事業」が、地域の実情に応じて、より効果的に活用されるよう、以下の項目について配慮すること。

- (1) 広域・幹線バス路線の確保・維持事業については、乗車密度による減額措置を見直すなど、制度の拡充を図ること。

・路線の平均利用者数を示す乗車密度が5人未満の場合、補助金が減額

＜乗車密度が3人となった場合＞



- (2) 地域内バス路線の確保・維持事業については、従来から運行されている路線を補助対象とするほか、市町村ごとに設定される補助上限額を撤廃するなど、制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。

- 2 地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、小規模な交通需要に対応するためのタクシー輸送や自家用車有償輸送の活用など、地方における多様な交通確保の実態を反映した地方財政措置等の適切な財政支援を講ずること。

・市町村の多様な交通確保の実態を踏まえ、地方財政措置や補助金等の支援が必要
（「地方バス路線の運行維持」に係る経費については、特別交付税が8割措置されている）

「タクシー輸送」：行政による補助を受けて住民が利用するタクシー

「自家用車有償輸送」：NPO等による自家用車を使用した高齢者や障害者等の運送

《提案・要望の考え方》

「長野県新総合交通ビジョン」に掲げる「長寿社会の確かな暮らしを支える地域交通の確保」の実現に向けては、県民の重要な移動手段である路線バスの確保・維持を図るとともに、地域の実情に即した持続可能な交通ネットワークの構築が不可欠であり、「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充を図るほか、地方における多様な交通確保の実態を反映した財政支援の一層の充実が必要である。

【現況、課題等】

- 1 人口減少社会を迎え、公共交通の果たすべき役割はますます増加するものの、利用者の減少などにより、事業者の採算性による公共交通の維持は困難な状況にある。一方、地域の交通を確保するための地方自治体の負担は増加している。
- 2 県内においては、本年度、地域内バス路線の確保・維持に「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する39市町村のうち、補助上限額が2割程度引き下げられたこと等により、23市町村で補助額が要望額より減額される見込みである。

【長野県内の取組】

- 1 平成 25 年 3 月に「長野県新総合交通ビジョン」を策定し、地域の実情に即した持続可能な交通サービスの実現を目指している。
- 2 平成 25 年度に創設した「地域交通システム再構築促進モデル事業」により、市町村とともに、デマンド交通、タクシー輸送、自家用車有償輸送なども積極的に活用した効率的で利便性の高い交通システムの構築に取り組んでいる。
- 3 平成 27 年度からは、県がバス車両を「県的交通インフラ」として所有し、バス事業者が運行する「県有民営による幹線バス路線確保対策事業」を導入している。

【参考】地域公共交通確保維持改善事業について

1 事業概要

項 目	内 容
名 称	地域間幹線系統補助金 (広域・幹線バス路線)
補助事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）等
補助対象路線	都道府県協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線
主な補助基準	・複数の市町村にまたがる路線 ・運行回数 1 日 3 回以上 ・乗車密度 5 人以上 ・経常赤字が見込まれること
補助対象経費	補助対象路線の経常費用と経常収益の見込額の差額（欠損額）
補 助 率 等	補助対象経費の 1 / 2 以内
	補助対象経費の 1 / 2 以内 ※市町村ごとに上限額を設定

2 平成 27 年度事業の交付見込みについて（H27. 4 時点）

名 称	数 量	国庫所要額	国庫交付見込額	不足額	備 考
地域間幹線系統補助金	29 路線	162,836 千円	135,964 千円	26,872 千円	乗車密度要件により、15 路線で 16.5% 減
地域内フィーダー系統補助金	39 市町村	563,131 千円	310,028 千円	253,103 千円	上限額超過により、23 市町村で 44.9% 減

（地域内フィーダー系統補助金「市町村毎の上限額算定式」）

- ・国からの通知（毎年度変動）に基づき、市町村の人口等を基準とした次式により算定

H27 事業 $\text{対象市町村人口} \times 240.40 \text{円 (単価)} + 400 \text{万円 (基礎定額)}$

H28 事業 ＜財政力指数 1.0 未満＞

$\text{対象市町村人口} \times 200 \text{円 (単価)} + 300 \text{万円 (基礎定額)}$

＜財政力指数 1.0 以上＞

$\text{対象市町村人口} \times 200 \text{円 (単価)} \times 0.5 + 300 \text{万円 (基礎定額)}$

※ H28 年度事業以降の上限額については、毎年度漸減されることとなっている。

6 持続可能な地方財政制度の確立について

【総務省、財務省】

《提案・要望事項》

- 1 厳しい地方財政の状況下において、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保を図ること。
特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額の確保を図ること。
- 2 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
[平成 25 年度決算]
長野県 地方債残高 15,943 億円 (うち臨財債 5,234 億円 (32.8%))
県内市町村 地方債残高 9,178 億円 (うち臨財債 3,509 億円 (38.2%))
- 3 地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施できるよう、地方財政計画の歳出に計上された歳出特別枠とこれを受けた地方交付税の別枠加算を堅持すること。

【現況、課題等】

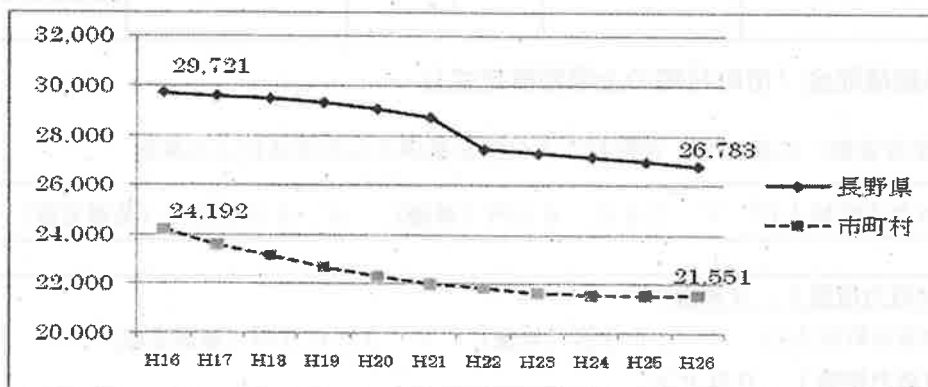
- 1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日策定)において、「地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上するとともに、地方交付税を含む地方の一般財源を確保する」と明記され、平成 27 年度地方財政計画で財政措置が講じられた。今後、地方において人口減少が見込まれる中で、地域や経済の活力を維持向上させていくことが喫緊の課題となっている。
- 2 平成 27 年度の地方財政計画において、地方税収の増加に伴い一般財源総額を確保した上で臨時財政対策債が抑制されたこと及び地方交付税の法定率の見直しを行ったことは、制度見直しに向けた一歩前進であると考えられる。しかしながら、財源不足を補うための臨時財政対策債の発行は続いており、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合が高い水準で推移している。
- 3 「平成 27 年度予算編成の基本方針」では、平成 32 年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化目標を堅持し、その目標の達成に向けた具体的な計画を平成 27 年夏までに策定することとされており、平成 28 年度以降の地方財政についても厳しい議論が行われることが想定されるが、地方の経済環境は依然として厳しい状況にある。

【長野県内の取組】

これまで、財政状況が悪化する中、職員数の削減等の行財政改革を断行してきたところであり、現在も、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、更なる改革に取り組んでいる。

○職員数削減の推移

(単位：人)



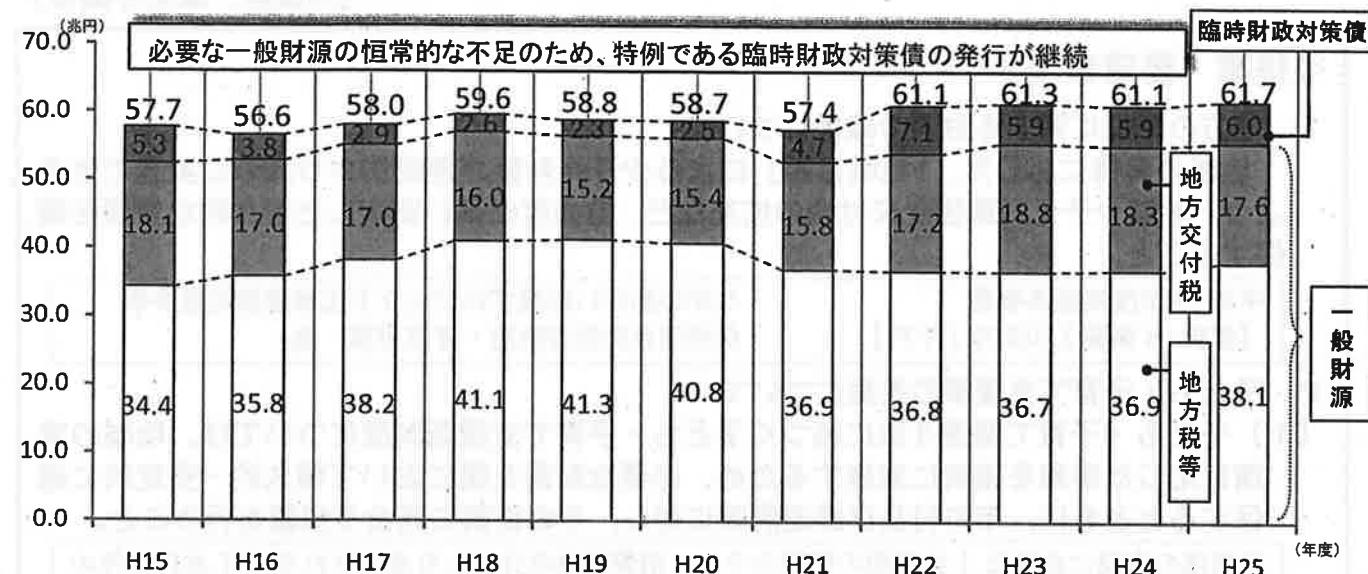
- ・長野県(行政・公営企業・教員・警察) (H16～H26) ▲2,938人(▲9.9%)
- ・市町村(行政・公営企業・教育・消防) (H16～H26) ▲2,641人(▲10.9%)

(県所管部局) 総務部、企画振興部

【参考】 地方財政(決算額)の状況

— 都道府県及び市町村の純計額 —

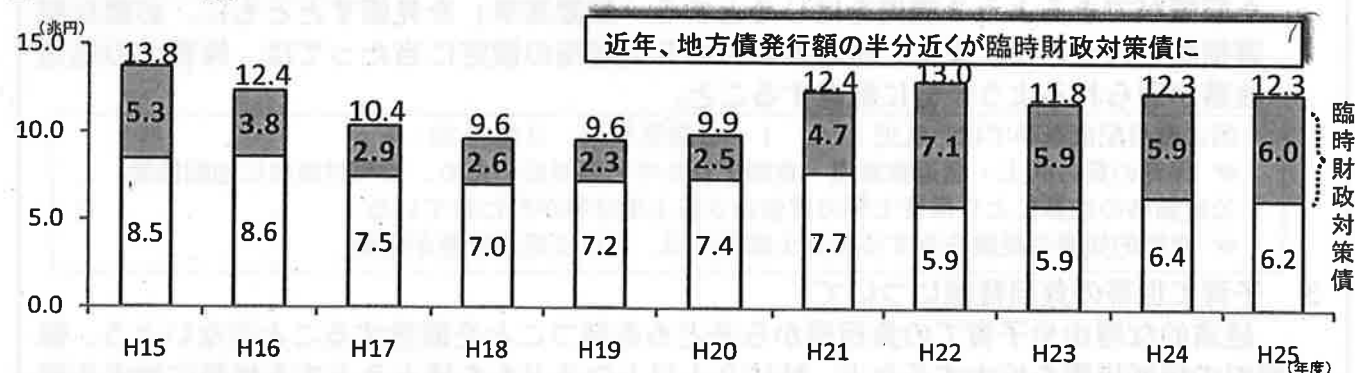
■一般財源等の推移



※「地方税等」は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金の合計額

※H23・24年度の「地方交付税」は震災復興特別交付税を含む。

■地方債発行額の推移



■歳出特別枠・別枠加算の状況

H27地方財政計画

○歳出特別枠

【歳出】 85.3 兆円	給与関係経費 20.3兆円	一般行政経費 35.1兆円 (うち「まち・ひと・しごと創生事業費」 1.0兆円)	投資的経費 公債費等 29.1兆円	歳出特別枠 0.8兆円

○別枠加算

【歳入】 85.3 兆円	地方税 地方譲与税 40.3兆円	国庫支出金・地方債 等 23.7兆円	臨時財政対策債 (元利償還分) 3.0兆円	臨時財政対策加算 1.5兆円	別枠加算 0.2兆円	臨時財政対策債 1.5兆円

(参考)

歳出特別枠の推移

(単位:億円)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	11,950	8,450

地方交付税16.8兆円

※H27は「まち・ひと・しごと創生」及び「公共施設老朽化対策」のための経費へ3,500億円計上

別枠加算の推移

(単位:億円)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
—	10,000	14,850	10,500	10,500	9,900	6,100	2,300

※H27は地方税収の状況を踏まえて算定

7 少子化対策の充実について

【内閣府、厚生労働省】

《提案・要望事項》

1 地方の取組に対する財源の確保について

地域の実情に応じた、「地域目線」による少子化対策が継続的かつ柔軟に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金の拡充など、自由度の高い安定した恒久的な財源を確保すること。

平成 26 年度実施県事業
【採択 5 事業 3,556 万 7 千円】

・ながの出会い応援プロジェクト広域連携促進事業
・信州型自然保育検討・普及事業 他

2 子ども・子育て支援策の充実について

(1) 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度については、地域の実情に応じた事業を確実に実施するため、必要な財源を国において恒久的・安定的に確保するとともに、市町村及び都道府県に対し、その役割に見合う措置を行うこと。

新制度の実現に必要な 1 兆円超の財源のうち、消費税増収分により充当される 0.7 兆円以外の 0.3 兆円超については、現在確保の目途が立っておらず、安定的かつ恒久的な財源確保が必要

(2) 保育所職員の配置については、保育の質の向上を図るため、保育現場の実態に即した配置ができるよう 3 歳児をはじめとする「配置基準」を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。また、施設型給付の公定価格の設定に当たっては、保育士の処遇改善が図られるよう十分に配慮すること。

・国の職員配置基準では、乳児 3:1、1~2 歳児 6:1、3 歳児 20:1
☞ 保育の質の向上・発達障害児・食物アレルギー等対応のため、市町村独自に加配措置
・公定価格の加算により保育士等の賃金の 3% 上乗せ等が行われている
☞ 専門的知識や経験を有する保育士確保には、更なる処遇改善が必要

3 子育て世帯の負担軽減について

経済的な理由や子育ての負担感から子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の軽減措置を拡大するなど、特に 3 人以上の子どもを持つとする世帯に対する経済的負担を大胆に軽減すること。

多子世帯への県支援策 ・第 3 子以降の保育料軽減事業 (H27~)
・子育て家庭優待パスポートに多子世帯優遇サービスを創設 (H27 予定)

【現況、課題等】

1 財源の確保について

内閣府は、結婚、妊娠・出産、子育てまで、地方自治体の切れ目ない取組を支援するため、「地域少子化対策強化交付金」を創設し、地域における少子化の取組を支援している。

本交付金は先駆性が採択要件であること、交流型の結婚支援が対象外であることなど、必ずしも地方が求める支援となっていない。

国においては、地方の裁量を拡大し、地域の実情を踏まえた様々な施策に柔軟に対応するとともに、中期的な視点から継続して財源を確保するなど、積極的な支援が求められる。

2 子ども・子育て支援策の充実について

保育の質の向上、様々な子どもへの対応のため、現状では、国が定める配置基準以上に、市町村が独自に保育士等を加配している。

3 子育て世帯の負担軽減

保育所における保育料は、2 人以上の子どもが同時に入所している場合、第 2 子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、同時入所が条件のため、多子世帯であっても対象とならない世帯もあることから、独自に国基準を上回る負担軽減を行っている。

【長野県内の取組】

1 「地域少子化対策強化交付金」の活用状況（平成26年度）

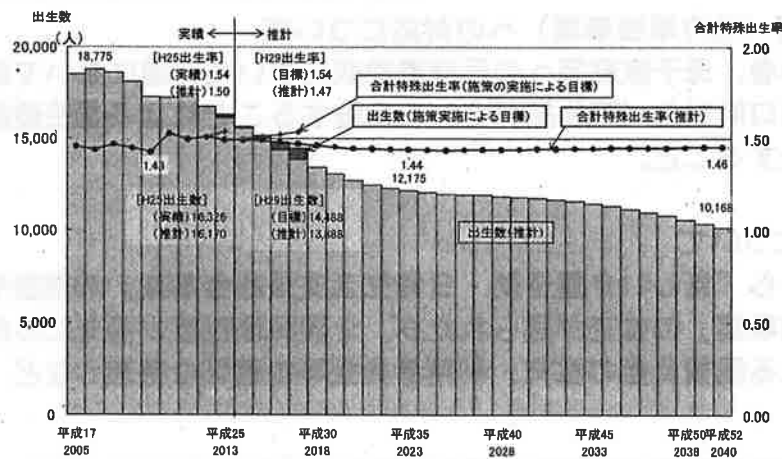
	採択		実績	
	事業数等	金額	申請数	金額
県	5事業	3,556万7千円	5事業	29,657,062円
市町村	12市町村	2,684万4千円	12市町村	20,133,880円

2 子育て支援に係る主な県単独補助事業

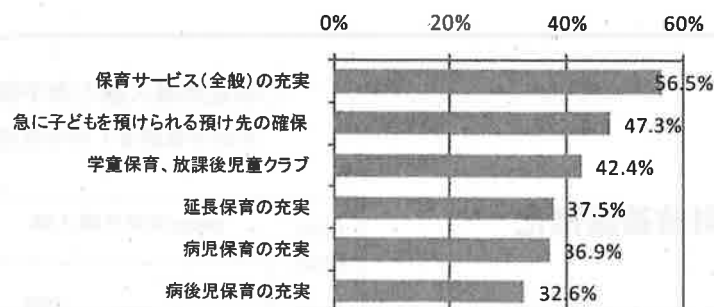
事業名	事業概要	負担割合
低年齢児保育支援事業	0～1歳児保育に係る加配職員経費等への助成	県 1/2
病児・病後児保育個別・広域対応支援事業	国庫補助対象とならない形での小規模な事業実施や広域連携での事業実施に対する助成	
病児・病後児保育施設等整備事業	病児・病後児保育事業を新たに実施するための備品等の整備の助成	市町村 1/2
社会福祉施設代替職員雇用事業	市町村立の社会福祉施設の産休病休代替職員確保のための経費の助成	

【参考】

1 出生数及び合計特殊出生率の推移及び推計



2 仕事と子育てを両立するために行政に期待すること



(H26.8「子育て支援意向アンケート」長野県県民文化部)

8 社会保障制度の充実について

【厚生労働省】

《提案・要望事項》

社会保障制度改革の実施に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させるとともに、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に継続的に行うこと。

また、以下の項目について充実を図ること。

1 国民健康保険制度について

国民健康保険の財政基盤強化のため、毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充とは別に、都道府県に創設する財政安定化基金のうち市町村への交付分についても全額国費で補填すること。また、今後も高齢化の進展等に伴う医療費の伸び等が見込まれる中で、国保が持続可能な制度となるよう国の責任において更なる財政措置を図ること。

- ・財政安定化基金の創設：全額国費（全国 2,000 億円規模）
- ・財政安定化基金からの交付分の補填：
国・都道府県・市町村で 1/3 ずつ負担 → 全額国費とすることを要望

【法定分】県調整交付金等 県負担額：147 億円 市町村負担額：18 億円（平成 25 年度）

【法定外】保険者（市町村）法定外繰入金 市町村負担額：26 億円（平成 25 年度）

2 医療費助成制度（地方単独事業）への対応について

子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成について、国において助成制度を創設すること。また、窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

3 介護保険制度について

平成 27 年度から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設や消費税財源を活用した「地域支援事業」の拡充が図られたが、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、更なる国費負担の拡充、利用者負担等の適切な見直しなど、必要な制度の改善を図ること。

長野県の介護給付費の見込み：1,717 億円（平成 25 年度）→ 2,488 億円（平成 37 年度）

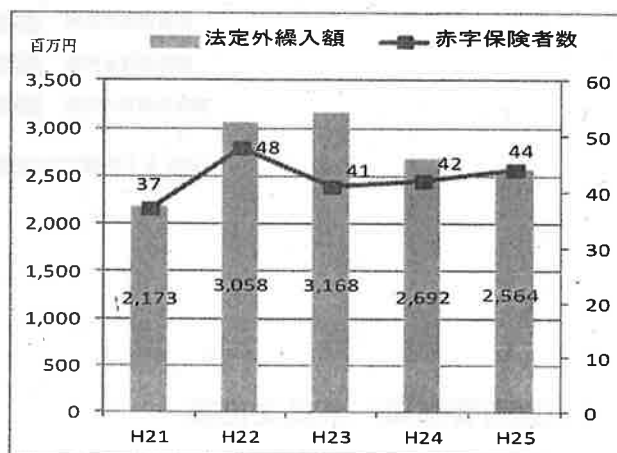
【現況、課題等】

○法定外繰入額と赤字保険者数の状況

※赤字保険者：単年度経常収支が赤字

1 国民健康保険制度の財政基盤強化

- (1) 県内の国民健康保険における法定外繰入額は高止まり傾向。77 ある保険者の半数以上が赤字。
- (2) 結果的に低所得者を多く抱えるという国民健康保険の構造的問題解決には国の財源投入による財政基盤強化が不可欠。



2 医療費助成制度（地方単独事業）への対応

○長野県の助成対象

- (1) 市町村が行う医療費の自己負担への助成に要する経費に対して、その 1/2 を県が助成。
- (2) 地方が行っている子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成は、本来、国が責任をもって対応すべきもの。
- (3) 地方が医療費助成を窓口無料化(現物給付化)した場合に、国は国民健康保険国庫負担金の減額措置を行っており、地方と国は逆方向。

乳幼児等

通院:小学校就学前 入院:中学校3年生まで

障がい者

- ・身体1～3級（入通院）
- ・知的A1～B1級（入通院）
- ・精神1級（通院のみ）
- 精神2級（自立支援医療の精神通院医療のみ）
- ・65歳以上国民年金法施行令該当（入通院）

母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない児童（入通院）

3 介護保険制度の財政基盤の安定化及び制度改正への対応

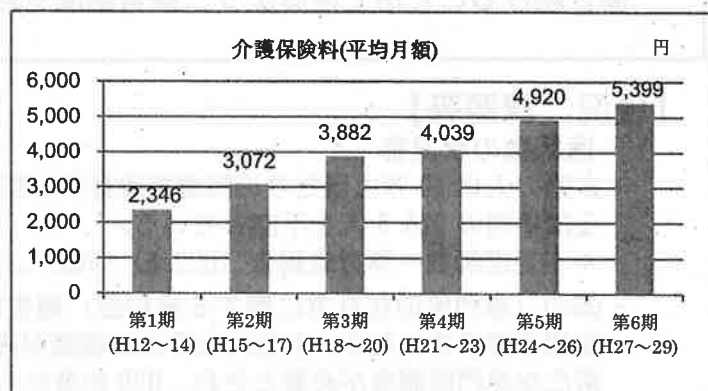
- (1) 制度開始時点(平成12年度)に比べ、県及び市町村が負担する介護給付費、被保険者が納める介護保険料はいずれも2倍以上増加。

○長野県の介護給付費の推移

単位:百万円

	H12年度	H25年度	伸び率
総額	65,524	171,667	約2.6倍
長野県負担	8,184	24,970	約3.1倍
市町村負担	8,272	21,458	約2.6倍

○長野県の第1号被保険者の介護保険料の推移



- (2) 介護保険制度の改正により、市町村主体の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、市町村はサービス提供体制の構築が必要になり、新たな負担の発生や格差が生じることが懸念される。また、介護職員処遇改善加算では看護職やりハビリ職が加算の対象職員になっていないなどの課題がある。

こうした懸念や課題に対応するため、「地域医療介護総合確保基金(介護分)」の活用による対応など柔軟な制度運用や介護保険制度の改善が必要。

9 医師確保対策について

【厚生労働省】

《提案・要望事項》

- 1 医師の偏在が深刻な中、新たな専門医制度において地域偏在・診療科偏在の解消へ配慮するなど、医師の適正配置が実現される制度の構築に努めること。

- ・地域医療現場における研修の実施等を専門医の資格取得要件とする
- ・研修終了後の地域医療現場での勤務等を資格更新要件とする

- 2 多様な医療サービスを包括的かつ柔軟に提供できる総合的な診療能力を持つ総合診療医は、地域で大いに求められる人材であることから、総合診療医（総合診療専門医）の育成と医療現場への配置が進むよう具体的な方策を講じること。また、総合診療医の役割について、広く国民に周知すること。

- ・養成プログラムの認定基準は質が高く研修医にとって魅力あるものとする
- ・診療報酬が高く評価されるよう配慮
- ・役割・必要性を広く住民や医療関係者等へ周知

- 3 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少する中、安心して妊娠出産に臨める医療環境の実現が急務である。

このため、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援の一層の充実、医療補償制度の拡大、さらには、産婦人科医は女性の比率が高まるなか、女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育制度や再就業支援の拡充等に取り組むこと。

【現況、課題等】

1 医師数の状況等

- ・本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数（H24 年末現在）は、211.4 人（全国 31 位）で、全国平均の 226.5 人を下回っている。
* 不足医師数＝厚労省調査（H22.6）：485 人、長野県独自調査（H24.6）：520 人 等
- ・国の「専門医の在り方に関する検討会」報告書（H25.4.22）では、専門医の質を高め、良質な医療を提供するため、中立的な第三者機関が専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う新たな専門医制度が必要とされ、H29 年度から養成が開始予定。

2 総合診療専門医（H29～養成開始予定）

高齢化に伴い特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が増加等する中、総合的な診療能力を有する医師（総合診療医）を養成していくことが重要とされ、基本領域の専門医に「総合診療専門医」が加わる。（従来：18 領域 → 19 領域）

3 県内の産科医療の状況等

二次医療圏で唯一の分娩取扱い施設である市立大町総合病院が、H27.3～分娩取扱いを休止。

県内で分娩を取り扱う医療機関数は、H17 年に 55 あったものが、H20 年に 45 に減少して、以降、ほぼ横ばいが続いている。（H27.4 現在：43 施設）

人口 10 万人当たり産婦人科（産科）医師数は、8.9 人（全国平均：8.6 人）。産科医数は本県の場合、増加傾向にあるが、女性医師の比率が急速に高まっている。

- * 女性医師比率（H24・長野県・全診療科）：15.2%（H18）→15.5%（H20）→16.3%（H22）→17.0%（H24）
- * 産科・産婦人科の女性医師比率（H24、全国）：29 歳以下では 67.7%

このため、女性医師が出産・育児等で現場を離れた後も、再び就労できるよう支援が必要。

＜産科医療補償制度＞（（公財）日本医療機能評価機構で H21～実施）

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とご家族への補償、紛争防止等を目的に創設。

重度脳性まひを発症した出産について、一定要件を満たした場合、医療機関の過失の有無に関わらず、掛金を医療機関が支払うことにより、総額 3,000 万円の補償金が支給。

【長野県内の取組】

1 信州医師確保総合支援センターの運営

医師不足が深刻な地域・診療科をはじめとした医師の確保について、より一層効果的に取り組むため、信州医師確保総合支援センターを平成 23 年 10 月に開設。

＜センター長＞ 医師確保対策室長 （分室：信州大学医学部・長野県立病院機構）

＜主な業務＞ ○ ドクターバンク（医師無料職業紹介）：成約数 91 人（H19.4～H27.3）

○ 医学生修学資金の貸与者のキャリア形成支援・配置に向けた調整
H27 貸与（予定）者 129 人

2 「信州型総合医」の養成（H25 年度～）

高齢化が進み、複数の疾患を抱える患者の増加等が予想される中、健康長寿を支える地域保健医療活動をよく知り患者の全身を幅広く診療できる「信州型総合医」を多数養成するため、認定病院と連携して確保・養成に取り組んでいるところ。

この取組の中では、病院間の連携（研修の一部を他院で実施等）、総合診療に関する指導医の資格取得者の増加（約 60 名が日本プライマリ・ケア連合学会の指導医取得）等効果も表れている。

（H27 予算額：63,226 千円（指導医研修会、研修医・医学生対象のセミナー、シンポジウム・養成病院連絡会の開催、合同説明会での PR 等実施）

＜認定プログラムと受講研修医数＞

・ H25 年度：12 病院（3 病院で 12 人が研修）・ H26 年度：19 病院（4 病院で 9 人が研修中）

3 「女性医師総合支援事業」

H26 年度から、女性医師のライフステージに応じた就労の促進等を図るため、女性医師向けドクターバンクや相談窓口の設置、復職支援研修など総合的に実施。

（H27 予算額：7,081 千円（病院勤務医が働きやすい環境整備推進事業を含む））

【参考】

1 医療施設従事医師数の推移

（単位：人）

区 分		平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年
長野県	医 師 数	3,914	4,019	4,159	4,264	4,412	4,508
	人口 10 万人 当たり医師数	176.5	181.8	190.0	196.4	205.0	211.4
	(全国順位)	(35 位)	(35 位)	(33 位)	(33 位)	(33 位)	(31 位)
	(全国との差)	(▲19.3)	(▲19.2)	(▲16.3)	(▲16.5)	(▲14.0)	(▲15.1)
全 国	医 師 数	249,574	256,668	263,540	271,897	280,431	288,850
	人口 10 万人 当たり医師数	195.8	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5

2 H24 年診療科別従事医師数

（単位：人口 10 万人対） * 括弧内は H22

区 分	内科	内科 (*1)	小児科	産婦人科 ・ 産科	麻酔科	外科	外科 (*2)
長野県 (H22)	49.7 (50.4)	71.9 (71.7)	13.6 (12.6)	8.9 (8.9)	6.3 (5.9)	14.1 (14.7)	22.5 (21.3)
全国平均 (H22)	48.0 (48.3)	77.4 (75.3)	12.8 (12.4)	8.6 (8.3)	6.4 (6.0)	12.6 (13.0)	21.9 (21.6)

*1：内科+呼吸器内科+循環器内科+消化器内科+腎臓内科+糖尿病内科

*2：外科+呼吸器外科+心臓血管外科+乳腺外科+消化器外科+肛門外科+小児外科

・ 小児科、産婦人科・産科、外科で全国平均を上回る。

・ 医療機関の必要医師数（H24.6 本県調査）＝内科 94.0 人、整形外科 44.0 人、産婦人科 37.0 人の順

10 固定価格買取制度を活用した地方創生型の再生可能エネルギーの推進について

【経済産業省】

《提案・要望事項》

- 1 固定価格買取制度の価格・調達区分設定について、地域住民や中小企業者が実施する再エネ事業を支援するため、地方創生に資する戦略的な価格・調達区分設定を行うこと。
- 2 固定価格買取制度の認定に係る個々の案件の詳細情報の地方自治体への提供にあって、一定規模以上の発電設備情報（個人設置を除く 50kW 以上の野立て太陽光発電設備等）については、地方自治体が議会・自治会等に対して提供できる取扱いとすること。

《提案・要望の考え方》

再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対して、複数の電力会社で回答保留が生じている状況を踏まえ、平成 27 年 1 月 22 日に、新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しが行われ、また 4 月 1 日からは調達価格等算定委員会の意見を踏まえ、平成 27 年度調達価格が適用されたところである。

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上、さらには地方創生の観点から重要であり、またその推進に当たっては、固定価格買取制度の適切な運用や情報開示の徹底は不可欠であることから、制度の更なる改善を要望する。

【現況、課題等】

- 1 固定価格買取制度における価格・調達区分設定は、太陽光発電の 10kW 以上について、1000kW 以上の設置単価を算定基礎とするなど、地域の事業者が取り組む小規模な再エネ事業の実態が反映されていないことから、大規模事業と比べ採算性が低く、事業立ち上げの足かせとなっている。
- 2 固定価格買取制度に係る地域トラブルの防止策については、認定案件の詳細情報（設置者、設置場所、出力等）を、使用目的を限定し、かつ、守秘義務を課して地方自治体に提供する方向で検討されている。

一定規模以上の野立ての太陽光発電設備等の設置については、災害や環境、景観面での懸念から地域の関心も高く、地域住民と開発事業者間でトラブルが多数発生している。

自治体が、開発事業者に対して適切な指導を行うためには、開発事業に対する地域の意見を予め把握することが必要であり、特に、議会や自治会等の意見は不可欠であることから、これらに対する情報提供が必要となっている。

また、50kW 以上の太陽光発電設備の認定に当たって、設置場所の確保（土地の取得、譲渡・賃貸に係る地権者の同意等）を要件としていることを考慮すると、認定後の情報提供により法人の利益を害するおそれ（第三者に土地を取得される等）は少ないと考える。

【参考】

1 固定価格買取制度における10kW以上の太陽光発電の価格・調達区分設定について

→10kW以上の太陽光発電の調達価格は、1000kW以上の平均設置単価から算定されている。

主な再生可能エネルギーの価格・調達区分（平成27年度）

種別	太陽光 (10kW 未満)	太陽光 (10kW以 上)	水力 (200k W未満)	水力 (200～ 1000kW)	水力 (1000～ 3万kW)	バイオ マス(間 伐材)	バイオ マス(一 般木質)	バイオ マス(建 設廃材)	バイオガ ス(メタ ン発酵)
価格	33円	29円	34円	29円	24円	32円	24円	13円	39円

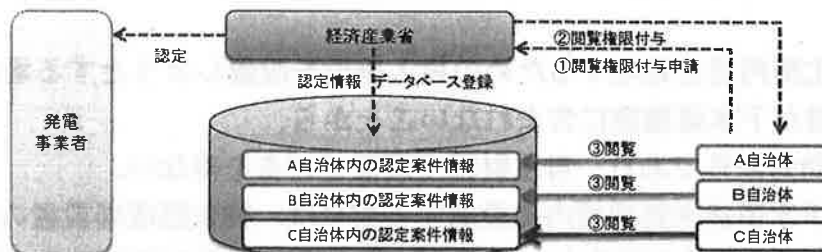
1000kW以上の設置単価の平均値を調達価格算定基礎として採用
(地域主導で行われやすい小規模な事業は相対的に不利となっている)

事業規模	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上
設置単価の平均値	36.4万円/kW	34.1万円/kW	31.3万円/kW	30.2万円/kW	29.0万円/kW

「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」を参考に作成

地方創生に資する戦略的な価格・調達区分設定が必要
(事業規模に応じた価格設定が必要)

2 国の自治体への情報提供スキーム(現在検討中の案)



	情報公開法に基づく開示請求		その他国会		
	運転開始前の 認定情報	運転開始後の 認定情報	根拠法に基づく 提供依頼	根拠法に基づかない提供依頼	
提供先	何人	何人	所管行政庁等	地方公共団体 (守秘義務あり・ 適正立地目的)	左記以外
個人情報を含む情報 (法人代表者名を含む)	×	×	○	×	×
個人情報を 含まない情報	法人名	○	○	○	×
	法人住所・連絡先	○	○	○	×
	設備設置場所	○	○	○	×
	メンテナンス体制	○	○	○	×
	設備仕様等	△	○	○	×

11 下水道施設によるし尿等の処理について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付けるとともに、社会資本整備交付金の対象とすること。

《提案・要望の考え方》

下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが、し尿処理施設で処理するよりも総合的に判断して有利な場合、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とする。

【現況、課題等】

（現況）

人口減少を踏まえた地域社会の維持に向け、既存施設の有効活用やし尿処理の合理化を図るため、以下の理由から、下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが効果的である。

- ・下水道の普及と人口減少の進行により、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少してきている。
- ・一方、既存のし尿処理施設の老朽化が進み、その改築の必要性が高まってきている。
- ・こうした中、市町村ではし尿を下水道施設で処理するため、既存の下水道施設にし尿等の投入施設を設置する動きがある。

（課題）

し尿や浄化槽汚泥を処理するための投入施設を設置しようとする場合、現行制度では、当該投入施設が下水道施設に含まれないことから、

- ・国庫補助対象外であり、自主財源で設置せざるを得ない。
- ・施設を下水道終末処理場内に設置する場合は、終末処理場設置のために交付を受けた補助金の目的外の行為となるため、国土交通大臣の目的外使用承認（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条）を受ける必要がある。

【長野県内の取組】

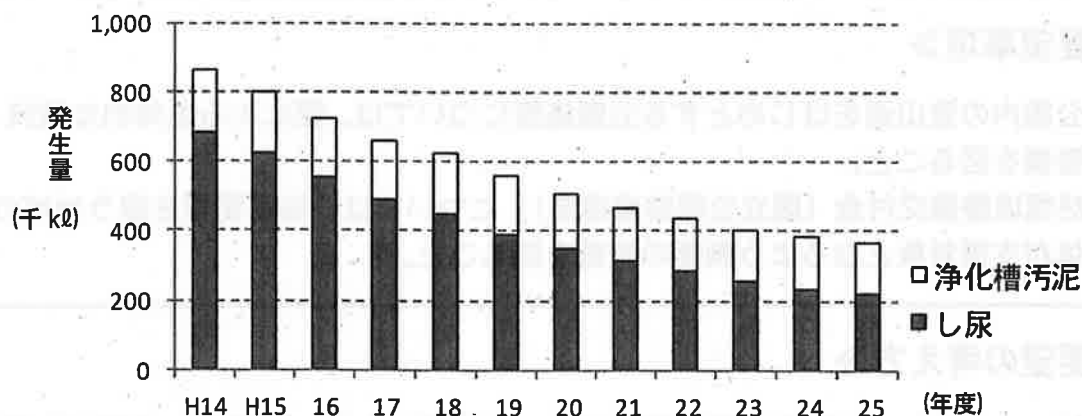
塩尻市、諏訪市 茅野市衛生施設組合、須高行政事務組合（須坂市他3市町村）では、独自財源によりし尿処理施設を改造するなどして下水管へし尿等を投入し、下水道終末処理場でし尿等の処理を行っている。

また、県内のし尿処理施設（23施設）のうち9施設において、下水道施設によるし尿等の処理が検討されており、このうち、上田地域広域連合では、上田市と長和町等がそれぞれ下水道施設でし尿等を処理することを計画している。

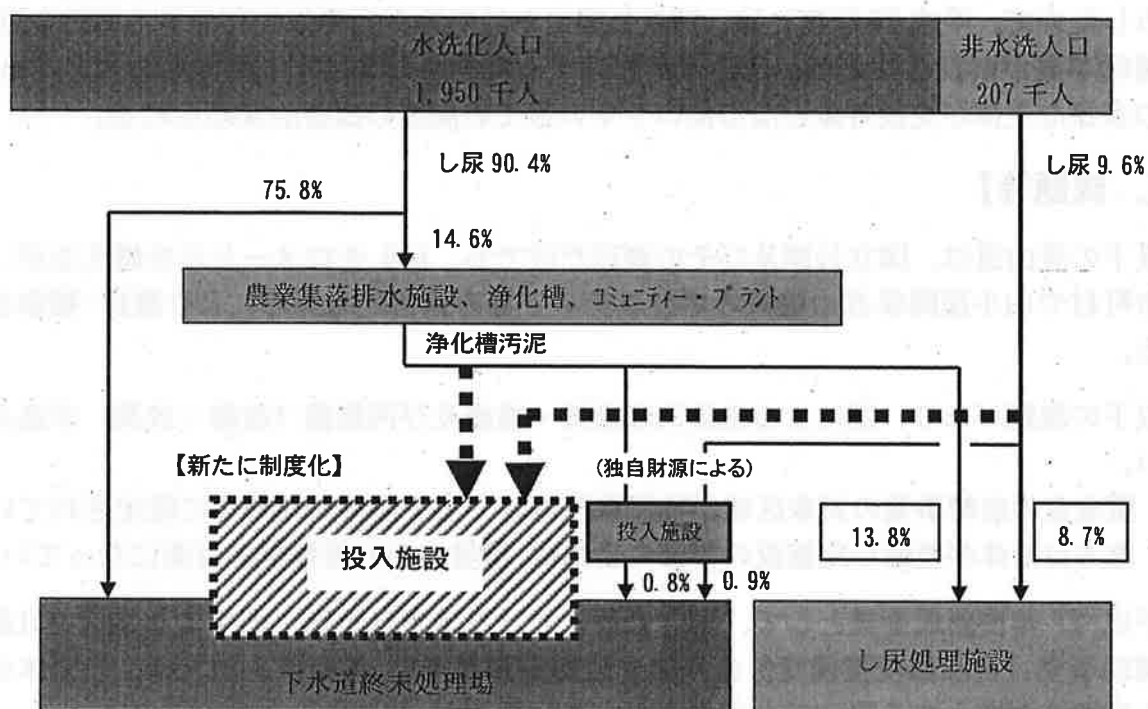
（県所管部局）環境部

【参考】

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移



2 し尿の排出及び処理の状況（長野県, H25 年度）



3 下水道施設によるし尿等の処理のメリット

- ・ し尿処理施設更新経費の削減
- ・ し尿等の処理コストの削減
- ・ 生活排水処理を一元化することによる行政コストの縮減
- ・ 人口減少による下水道の余裕処理能力の有効利用
- ・ 料金収入増による下水道事業の経営安定化

12 国立公園の公園施設の整備推進について

【環境省】

《提案・要望事項》

- 1 国立公園内の登山道をはじめとする公園施設については、国による主体的な維持・補修、再整備を図ること。
- 2 「自然環境整備交付金（国立公園整備事業）」については、協働管理を担う地域の多様な主体が支援対象となるよう制度の改善を図ること。

《提案・要望の考え方》

国立公園については、平成 17 年度の国の三位一体改革により、原則として国が公園事業を執行するものとされ、国庫補助事業も廃止されたことから、国による主体的な維持・補修、再整備が必要となっている。

こうした中で、平成 27 年度には、国立公園における地方自治体の所有する施設を対象とする補助事業が創設されたが、自治体が管理する施設を対象とする限定的な内容であり、地域の多様な主体が支援対象となる使いやすい形での制度の改善が求められる。

【現況、課題等】

- 1 県下の登山道は、国立公園及びその周辺だけでも、600 キロメートルを超えるが、現状は市町村や山小屋関係者、地域のボランティア等の緊急的な対応により維持・補修されている。
- 2 以下の課題があり、国による主体的な維持・補修及び再整備（改修・改築）が進んでいない。
 - ア 環境省の直轄事業の対象区域が特別保護地区や第 1 種特別地域等に限定されている。
 - イ 地方自治体が整備した施設の補修や改修は、環境省の直轄事業の対象になっていない。
- 3 平成 27 年度新規事業として、国立公園における地方自治体の所有する施設を対象とする補助事業「自然環境整備交付金（国立公園整備事業）」が創設されたが、自治体が管理する施設を対象とする限定的なものとなっている。

【長野県内の取組】

国立公園内の公園施設については、これまでの各事業による整備に加え、平成 27 年度から山岳環境整備パイロット事業を立ち上げ、山域関係者と山域の将来像を議論し、今後 5 年間で早期に危険箇所を解消していく。

	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 計画
直轄施行委任	1	6	6	4	2
国庫補助	—	—	—	—	5
県単補助・直営	1 1	6	8	7	6
山岳環境整備パイロット	—	—	—	—	3
計	1 2	1 2	1 4	1 1	1 6

（県所管部局）環境部

【参考】

山岳環境整備パイロット事業について

長野県 環境部

趣旨 ・世界水準の山岳高原観光地づくり ⇒ 豊かな山岳環境が必要不可欠
・山岳環境の保全と適正利用の両立が必要

課題 ・登山者層の多様化により自己責任の認識が希薄化
・登山道事故における管理者責任の問題化
・登山道一斉調査の結果 300 箇所 の危険箇所が判明（放置による増加）
・登山者と山岳レベルのミスマッチ ⇒ 山岳遭難発生

山岳環境連絡会において、山岳環境の保全と適正な利用のあり方について検討

H26 年 5 月 山岳環境連絡会発足（国、県、市町村、山小屋関係者）

H26 年 6 月～H27 年 2 月 各山域関係者との調整・検討

基本的な方向（連絡会の中間とりまとめ）

1 山域デザイン（将来像）

- ・山域関係者の合意によるデザイン策定
- ・想定する登山者レベルに対応した登山道整備

3 危険箇所（300 箇所）の早期解消

- ・5 年間（H27～31）で解消
- ・継続的な小修繕で持続可能な登山道へ移行

2 管理者責任

- ・一般的な遊歩道と自己責任の登山道に整理
- ・必要最小限の整備
- ・山域関係者の協働による管理
- ・損害賠償責任保険に加入

4 登山者への発信、普及啓発

- ・山岳レベルに応じた登山の推進
- ・山岳環境の保全、適正利用の推進

5 山域（御嶽、八ヶ岳、中央アルプス、北アルプス北部、北信）で整備・実証を進め、今年度に方針を策定し、県内全ての山域に拡大

【今後の実施に向けた課題】

- ・各山域における協働管理体制の構築
- ・300 箇所（国立公園内 100 箇所（うち特別保護地区・第一種特別地域 54 箇所））の危険箇所の解消

○ 平成 27 年度の事業内容

山域	実施箇所	内容	事業費(千円)
北アルプス北部 中部山岳国立公園	遠見尾根登山道	木道等の登山道修繕	5, 4 5 0
北信 上信越高原国立公園	苗場山登山道	階段工等の登山道修繕	2, 0 0 0
	志賀山回遊線歩道	階段工等の登山道修繕	1 0, 0 0 0
八ヶ岳 八ヶ岳中信高原国定公園	八ヶ岳池めぐり線歩道	木道等の登山道修繕	8, 4 0 0
中央アルプス 中央アルプス県立公園	空木岳・檜尾登山道	梯子等の登山道修繕	5, 0 0 0
御嶽 御嶽県立公園	被災登山道	被災登山道復旧・復興	1 5, 0 0 0
計			4 5, 8 5 0

（予算ベース）

13 循環型社会形成推進交付金の予算確保について

【環境省】

《提案・要望事項》

循環型社会形成推進交付金について、事業者の要望額どおり交付できるよう確実な予算措置を講じること。

また、全ての施設の用地費及び周辺環境整備に要する経費を交付対象とするよう本交付金による支援範囲を拡充すること。

【現況、課題等】

1 平成 21 年度に行われた事業仕分けによる大幅な減額以降、本交付金については厳しい予算状況が続いている。当初予算において十分な予算確保が認められない場合には、事業運営に重大な支障を来すおそれがある。

2 ダイオキシン対策特別措置法による規制強化を受けて、H10～H14 にダイオキシン対策として整備・改良した焼却施設等が老朽化しており、今後も更新需要が増加することが想定される。

特に本県では、今後本体着工を予定している事業主体が多数あり、非常に影響が大きい。

3 また、現行制度では交付金の対象外となっている用地費（一部は対象）及び地域の周辺環境整備は、施設整備にあたって必要な費用であるため、これらの経費を交付対象として拡充することが求められる。

【参考】

1 循環型社会形成推進交付金制度の概要

(1) 実施主体

市町村等

(2) 主な交付対象事業

ア. マテリアルリサイクル推進施設 (灰溶融施設、ストックヤードなど)

イ. エネルギー回収推進施設 (焼却施設、メタンガス化施設など)

ウ. 高効率ごみ発電施設 (焼却施設)

※エネルギー回収推進施設よりも発電効率が高い焼却施設

エ. 最終処分場整備事業及び最終処分場再生事業

(3) 補助率

国 1 / 3

(高効率ごみ発電施設、基幹的設備改良事業において排出されるCO₂の量が20%以上削減される場合などは1 / 2)

2 平成 27 年度当初内示額について (浄化槽を除く)

(単位：千円)

事業 主体名	H27交付対象事業 ※H26補正前倒し分を含む	本体 着工 予定	要望額	H27当初 内示額	内示率	H26補正前倒 し採択額	H28～H32 必要額
小諸市	エネルギー回収推進施設 ※廃棄物処理施設整備交付金で採択	H26	0	0	—	213,152	—
	マテリアルリサイクル推進施設					137,583	
佐久市・北佐久郡環境施設組合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ごみ発電施設	H27	173,345	152,583	88.02%	—	2,932,422
上田地域広域連合	施設整備に関する計画支援事業	H30	0	0	—	—	1,749,112
東御市	施設整備に関する計画支援事業	H28	8,333	8,333	100%	—	83,466
湖周行政事務組合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ごみ発電施設、最終処分場	H26	36,838	32,057	87.02%	1,701,666	1,066,760
諏訪市	マテリアルリサイクル推進施設	H27	0	0	—	19,121	—
下諏訪町	施設整備に関する計画支援事業	H29	2,657	2,312	87.02%	—	101,664
上伊那広域連合	施設整備に関する計画支援事業	H28	0	0	—	—	3,371,652
南信州広域連合	エネルギー回収推進施設	H26	6,694	5,825	87.02%	—	1,376,914
木曽広域連合	施設整備に関する計画支援事業、エネルギー回収推進施設	H28	1,811	1,768	97.63%	—	994,617
松塩地区広域施設組合	施設整備に関する計画支援事業、基幹的設備改良事業、有機性廃棄物リサイクル推進施設	H26	561,077	488,254	87.02%	—	853,781
北アルプス広域連合	エネルギー回収推進施設	H27	48,649	42,335	87.02%	—	590,772
長野広域連合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ごみ発電施設×2、最終処分場	H27	392,418	341,486	87.02%	—	12,974,811
北信保健衛生施設組合	基幹的設備改良事業	H26	523,502	455,556	87.02%	—	668,550
合 計			1,755,324	1,530,509	87.19%	2,071,522	26,764,521

3 循環型社会形成推進交付金予算額 (国) の推移について

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26※	H27※
当初予算	31,235,000	28,814,000	27,254,000	34,315,000	35,466,000
補正予算		16,712,000	60,423,000	28,300,000	
計	31,235,000	45,526,000	87,677,000	62,615,000	35,466,000

※この他、廃棄物処理施設整備交付金としてH26年度は20,489,000千円が補正予算で、H27年度は950,000千円が当初で措置されている。

14 貸切バス制度改正に係る運用について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

貸切バスの制度改正により、貸切バスツアー料金が値上がりするとともに、これまで日帰りが可能であった地域からのバスツアーが催行されにくくなるなど、県内観光事業に大きな影響が出ている。

貸切バスの安全・安心確保には十分な配慮をしつつ、運行行程の途中で乗客が観光を行う際に、運転手が一定のまとまった休憩を取ることができる場合があるなどの貸切バスの運行実態に応じた、きめ細かな運用について研究・検討を行うこと。

運行行程の途中で、運転手専用の休憩施設が整備されている場合など
⇒ 交替運転手の配置基準（500km/日）の緩和ができないか研究・検討

また、今回の制度改正による観光事業者等への影響を十分把握するとともに、影響を受けている地域に対し、適切な対策を講ずること。

《提案・要望の考え方》

【現況、課題等】

- 1 高速ツアーバス事故の発生を契機に、貸切バス制度の見直しが行われ、交替運転者の配置基準の改正（H25.8～）及び運賃・料金制度の改正（H26.4～）が実施された。
- 2 これらの制度改正により、貸切バスツアー料金が値上がりするとともに、これまで日帰りが可能であった地域からのバスツアーが催行されにくくなったほか、周遊地点数や滞在時間の減少傾向が生じ、県内観光事業に大きな影響が出ている。
- 3 一方で、貸切バスの運行実態は、運行途中で乗客が観光などを行う際に運転者が一定のまとまった休憩がとれるといった特性がある。
- 4 貸切バスの安全・安心確保には十分な配慮をしつつ、このような貸切バスの運行実態に応じた、きめ細かな運用について研究・検討を行うよう要望する。
- 5 また、今回の制度改正による影響の全国的な把握は行われておらず、影響を受けている地域に対する適切な対策を講ずるよう要望する。

【長野県内の取組】

- 1 県において、大都市圏の旅行事業者や消費者に対する実態調査を実施したところ。この調査結果等を踏まえて、市町村等とともに新たな誘客促進策に取り組んでいく。
- 2 地域消費喚起・生活支援型交付金を活用し、出発地の変更や鉄道と組み合わせるなどの「新たな」バスツアー商品の造成を行う旅行事業者に対して支援を行う。

【参考】

1 現 状・課 題

＜高速ツアーバス事故を受けた貸切バスに係る制度改革＞

- ①交替運転者の配置基準の見直し(H25.8～) ②運賃・料金制度の見直し(H26.4～)
- ・1運行(昼間) 670 km/日 ⇒ 原則 500 km/日
- ・出庫前・帰庫後点検の各1時間を時間制運賃にプラス、届出運賃の審査を厳格化

- 
- ◆ ワンマン運行距離の縮小、運賃の上昇など運送コスト増大により、バスツアーが減少
- ◆ バスを利用した日帰り旅行の多い地域の観光施設等では、入込客数・売上が減少

※観光事業者へのアンケート調査 (H25.11～H26.1) { (貸切バスの)周遊箇所から外れた:21/60 か所(35.0%)
・滞在時間が短縮された:13/60 か所(21.7%)

※市町村へのアンケート調査 (H26.10～H26.11) ・貸切バスの来訪が減少した(34/77 市町村 44.1%)

2 今後の対応

(1) 国に対して運用の見直し等を提案・要望

貸切バスの運行実態を考慮したきめ細かな運用が検討できないか、また、制度改革の趣旨を広く消費者に周知するよう、国に対して引き続き、提案・要望。

(2) 貸切バスをめぐる現状調査及び今後の対応策についての提案

委託先：(株) JTB 総合研究所

- 【現状調査結果】
- ・日帰りツアーは単価が1,000円～4,000円の値上げ
 - ・出発地から160kmのエリアは日帰りツアーの設定が困難

- 【今後の対応策】
- ・大都市圏からの距離に応じた効果的な情報発信
 - ・長野県に泊まって楽しむ提案、高級感のあるプレミアムバスツアーの造成、エリア内フリーバスの活用 等

(3) 制度改革に対応した「新たな」貸切バスツアーに対する助成

貸切バス運賃制度改革に対応し、新たな視点での工夫を加えた貸切バスツアーを行う旅行会社に対し、地域消費喚起・生活支援型交付金を活用して助成。

- 助成対象例：・出発地を目的地に近づけ、従来催行していない出発地から催行するもの
- ・行程の一部に鉄道を利用するもの
- ・日帰りで催行していたものを、宿泊を伴うものに変更するもの など

○助成額：①～③の合計額

- ①基礎助成 日帰りツアー 20,000円/1台 1泊ツアー 40,000円/1台
- ②送客実績助成 送客1人につき1,000円
- ③長野県内の土産物店等で利用できるクーポンを発行する場合は、額面2,000円以上のクーポン1枚の使用につき1,000円

15 リニア中央新幹線に関連する基盤整備に対する支援について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

国家的見地に立ったプロジェクトであるリニア中央新幹線を地域振興に結びつけるため、一般国道 153 号などのアクセス道路、リニア駅の関連施設等、リニア中央新幹線に係る基盤整備について、国による整備や地方負担に対する財政支援を行うこと。

【現況、課題等】

国土の大動脈となるリニア中央新幹線の建設は、国家的見地に立ったプロジェクトである。これに伴う駅関連施設、アクセス道路等の基盤整備は、主として地方が行うことになり、地方に大きな財政負担が生じる。このため、交付金事業等の十分な予算配分、地方負担に対する適切な財政措置、及び一般国道 153 号の権限代行等を求めるものである。

リニア中央新幹線開業に向けての流れ

平成 23 年 5 月 国土交通大臣、ＪＲ東海を建設・営業主体に指名
同社に建設の指示

平成 26 年 10 月 国土交通大臣による工事实施計画の認可

平成 27 年～ リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備

平成 39 年 東京一名古屋間開業予定

【長野県内の取組】

○リニア中央新幹線に関連する基盤整備に関する取組

平成25年 7 月 「リニアを活かした『地域づくり勉強会』」の設置

平成25年 8 月 「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議」の設置

平成26年 3 月 「長野県リニア活用基本構想」を策定。基盤整備の今後の方針・取組について記載

平成26年 4 月 県に「長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部」を設置し、リニア整備に関する全庁的な取組を開始

平成26年 5 月 飯田市が「リニア駅周辺整備基本構想検討会議」を設置し、駅周辺整備の検討を開始

平成26年10月 リニア関連道路整備について公表

平成27年 1 月 「地域づくり勉強会」最終回（地域振興や基盤整備の取組をとりまとめ）

平成27年 2 月 リニアを地域発展の原動力とするためのリニアバレー構想（骨子）をとりまとめ

○一般国道153号に関する国への要望活動

平成25年 3 月 一般国道153号の指定区間編入等に関する国土交通大臣要望

平成25年 6 月 一般国道153号の早期整備並びに指定区間編入等に関する
国土交通大臣要望

【参考】

1 リニア関連道路として整備を目指す箇所

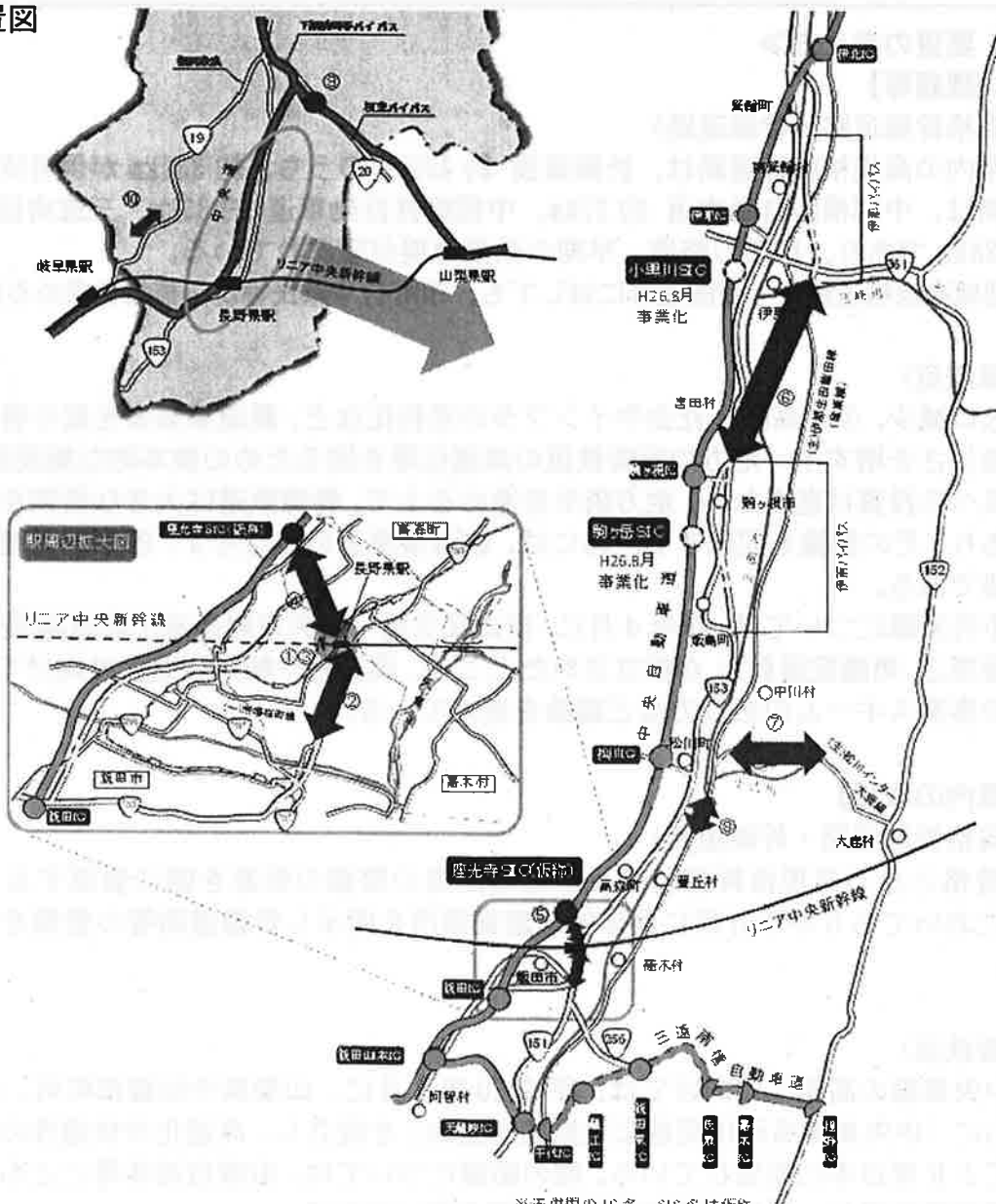
区分	番号	箇所	想定する整備主体
長野県駅の周辺整備	①	交通広場、駐車場等	飯田市
	②	(国) 153号 飯田北改良	長野県
	③	(一) 市場桜町線 飯田市上郷	長野県ほか
高速道路とリニアを一体化する道路整備	④	長野県駅～座光寺SIC(仮称)の道路新設	長野県、飯田市
	⑤	座光寺SIC(仮称)	飯田市ほか
	⑥	(国) 153号 伊駒アルプスロード	長野県※1
J R東海のトンネル発生土運搬路確保に合わせた道路整備※2	⑦	(主) 松川インター大鹿線 渡場～滝沢	J R東海と長野県で協議
	⑧	(主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋	長野県
リニア3駅活用交流圏の実現に向けた道路整備	⑨	諏訪湖SIC(仮称) 他周辺道路整備	岡谷市、諏訪市、長野県ほか
	⑩	木曽川右岸道路(読書～戸場ほか)	長野県

※1 長野県で調査を進め、整備主体はルート等が決定した段階で検討する。

※2 他の運搬路についても経路の具体化に合わせ、まずは、事業者であるJ R東海が安全の確保を図ることを基本に、J R東海、道路管理者及び関係市町村で対応を協議する。

このほか、既に着手している事業についても、計画的かつ着実な実施が必要。

2 位置図



※示供用のIC名、SIC名は仮称

国においては、三遠南信自動車道(飯橋道路)、国道19号桜沢改良、国道20号坂室バイパス、下諏訪岡谷バイパス、国道153号伊南バイパス(権限代行)、県内の幹線道路網調査を実施中

16 交通ネットワークの構築について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

- 1 高規格幹線道路網の整備は、国土の強靱化、地方創生を実現し、経済に好循環をもたらすストック効果を発揮するためには不可欠なものであり、更なる整備が望まれる。基幹ネットワークとして十分な機能を果たすよう、中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道について、国の責任において早期整備を図ること。
- 2 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が実施する国道 153 号伊那バイパス、木曽川右岸道路、松本糸魚川連絡道路などについて、整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- 3 県内外の主要都市を結び、「ヒト」「モノ」の流動に大きな役割を果たす、中央東線など幹線鉄道的高速化、安全・安定輸送の確保及び利便性の向上など、鉄道ネットワークの充実のため必要な施策を講じること。

《提案・要望の考え方》

【現況、課題等】

（高規格幹線道路・幹線道路）

県内の高規格幹線道路は、計画延長 約 439km のうち、約 331km が供用済み、未供用区間は、中部横断自動車道 約 37km、中部縦貫自動車道 約 33km、三遠南信自動車道 約 38km であり、早期の整備、早期の効果発現が望まれている。

地域高規格道路や一般国道等に対しても、市町村や県民等から整備を求める声が大きい。

（幹線鉄道）

人口減少、少子高齢化社会やインフラの老朽化など、鉄道事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、地方の幹線鉄道的高速化等を図るための抜本的な施設設備の新設、改良への投資は進まない。地方創生を進める上で、幹線鉄道は大きな役割を果たすものであり、その整備を促進するためには、鉄道事業者のみならず、国家的見地での検討が必要である。

中央東線については、昨年 4 月に「自由民主党 中央東線高速化促進議員連盟（会長：後藤茂之 衆議院議員）」が設立されたところ。高速化や輸送力強化に向けて、財源の問題や事業スキームのあり方など議論を進めている。

【長野県内の取組】

（高規格幹線道路・幹線道路）

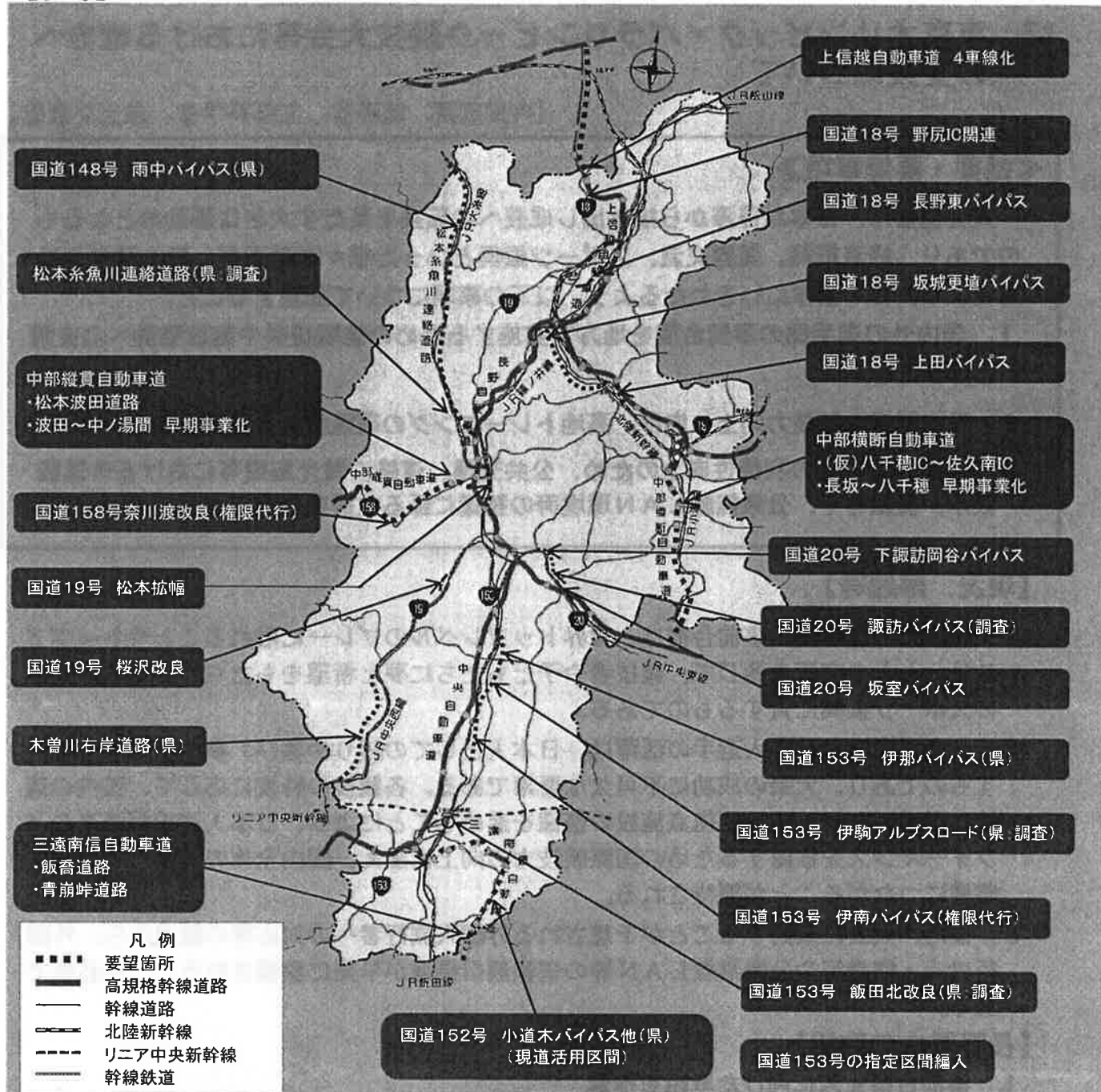
骨格となる高規格幹線道路及び直轄国道の整備の促進を国に要望するとともに、県においても 5 か年計画に具体的な整備箇所を明示し幹線道路等の整備を推進している。

（幹線鉄道）

中央東線的高速化に向けては、平成 20 年 1 月に、山梨県や沿線市町村、経済団体とともに「中央東線高速化促進広域期成同盟会」を設立し、高速化や快適性の向上等について J R 東日本に要望している。他の路線については、沿線自治体等とともに設置した協議会等を通じ、利用促進を含めた取組を行っている。

（県所管部局）建設部、企画振興部

【参考】



17 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における地方への支援について

【内閣官房、総務省、文部科学省、国土交通省】

《提案・要望事項》

大会開催は、日本が停滞から抜け出し成長への転換を果たす大きな原動力となるものであり、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、競技開催地はもとより、日本全体にいきわたるよう、以下の事項について配慮すること。

- 1 国内外の選手団の事前合宿を地方で実施するための情報提供や施設整備への支援を行うこと。
- 2 日本選手の競技力向上に向け、高地トレーニングの環境整備を進めること。
- 3 外国人旅行者の利便性向上のため、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示、標識等や、公衆無線LAN環境等の整備に係る支援を行うこと。

【現況、課題等】

- 1 国内外の選手団の事前合宿は、世界トップレベルのプレーに触れることやトップアスリートとの交流を通じて、競技者や子どもたちに夢と希望をもたらし、地域レベルのスポーツ振興に資するものである。
- 2 大会における日本人選手の活躍は、日本人としての誇りや喜び、夢や感動をもたらすものであり、大会の成功に不可欠な要素である。各競技の特性に応じて、国内の適地に選手のトレーニング拠点施設の整備を進めることにより、日本人選手が最高のパフォーマンスを披露するための国際競技力の向上に加え、国内全体のスポーツ環境の整備につながることが期待される。
- 3 また、大会に来訪することが予想される外国人旅行者への対応等の観点から、外国語表示・標識等や公衆無線LAN等の情報通信環境が早期に整備されることが必要である。

【長野県内の取組】

1 事前合宿受入に向けた取組を推進

- ・事前合宿受入希望市町村や関係競技団体との連絡会議を行いPR資料を作成の上、本県ゆかりのオリンピックや県内競技団体を通じ、各国競技団体等へアプローチ
(平成 27 年度予算 3,835 千円)

2 選手のトレーニング拠点施設の誘致に向けた取組を推進

(具体例)

- ・小諸市高峰高原における高地トレーニング構想(400mトラック、クロスントリーコース)
- ・上田市菅平高原におけるキャンプ施設整備計画(ラグビー等)
- ・東御市湯の丸高原における高地トレーニング構想(競泳用長水路プールの誘致)

3 観光庁モデル地域における多言語対応の推進

- ・松本市(「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業(観光庁)」の地方拠点に指定)において案内標識の英語表記を改善

4 公衆無線LANサービスの提供の推進

- ・民間宿泊施設、交通の要所や公共的な観光施設における無料公衆無線LAN環境の整備に対する支援を実施(平成 26 年度補正・平成 27 年度予算 104,940 千円)

(県所管部局) 教育委員会、企画振興部、観光部、建設部

【参考】

1 本県の地理的特性等

- ・3,000m級の山々に囲まれ、高地トレーニングの適地が多く存在
 高峰高原（標高約2,000m）
 菅平高原（標高約1,300m）
 湯の丸高原（標高約1,750m）
- ・夏場の冷涼な気候（6～8月の平均気温：菅平17.5℃、東京25.1℃）
- ・東京からのアクセスが良い
 東京ー長野間
 最短1時間20分



首都圏に近接した地理的優位性

2 国際大会等の経験による県民の理解と協力

- ・冬季オリンピック・パラリンピック大会を経験（平成10年2月～3月）
- ・1964年開催の東京オリンピックにおいて馬術競技を軽井沢町で開催
- ・2002ワールドカップサッカー大会時にパラグアイチームが松本市で事前キャンプを実施（平成14年5月）

3 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に向けた取組への支援を求める意見書の可決

- ・長野県議会において、「開催に伴う効果が地域経済や地域社会の活性化に波及するよう、大会の開催に関する取組への支援策を講ずることを強く要請する」意見書を可決。（平成26年2月定例会）

4 訪日外国人旅行者が日本滞在中に感じた不便な点（平成24年3月、日本政府観光局調べ）

- 第1位 無料公衆無線LAN環境（36.7%）
- 第2位 コミュニケーション（24.0%）
- 第3位 目的地までの公共交通の経路情報の入手（20.0%）
- 第4位 交通機関の利用（17.1%）
- 第5位 両替・クレジット利用（16.1%）

5 長野県内における主な公衆無線LANサービス提供状況（平成27年1月現在）

提供区分	事業者 (サービス名)	設置 箇所数	主な設置場所
①施設管理者	FREESPOT 協議会	751	ホテル・旅館(529)、飲食店(159)
②電気通信 事業者	ソフトバンク・モバイル	3,572	飲食店(1,147)、ホテル・旅館(295)
	NTT 東日本	2,360	ホテル・旅館、コンビニ、飲食店
	KDDI	1,894	ホテル・旅館、コンビニ、飲食店
	NTT ドコモ	1,325	コンビニ(679)、飲食店(250)
	ソフトバンク・テレコム	43	ホテル・旅館、コンビニ、飲食店
合 計		9,945	

(出典) 各事業者ホームページ